

JPRS-ADVRPT-2015001

2016年6月20日

株式会社日本レジストリサービス
代表取締役社長 東田 幸樹 殿

JPドメイン名諮問委員会
委員長 後藤 滋樹



答申書

不正行為に使われている JP ドメイン名へのレジストリとしての対応についての諮問書(JPRS-ADV-2015001)に答申いたします。

主 文

JPRS は JP ドメイン名のレジストリとしての立場においてドメイン名の文字列や使い方の妥当性を自ら判断しないという方針を持っている。しかし、不正行為が社会問題として拡大し、緊急に対応しなければ被害が急速に深刻化するものもあるため、インターネットの運用に携わる一員としての立場から不正行為による被害の防止・軽減に取り組む様々な関係機関の連携に加わり、レジストリとして可能な取り組みについて積極的に検討すべきである。

対象とする不正行為については、JP ドメイン名の登録管理および JP DNS の運用という役割や指定事業者との関係を生かし、関係機関と連携可能なものから取り組むことを検討すべきである。

個別の事象が不正行為であるか否かは、それを適切に判断できる中立的・専門的な第三者機関がある場合はそこに委ねるべきである。そのような第三者機関が無い場合、判断のための枠組みや判断基準となるガイドラインの作成など、関係機関と協力し、検討することが望ましい。

不正行為に使われているドメイン名への対応においては、まずは、不正行為が行われている Web サイトのコンテンツ削除、メールアドレスの使用停止、URL などのフィルタリングなどコンテンツの発信や受信の現場に近いコンテンツサービス事業者や ISP などでの対応が行われることが望ましく、その対応を補うという観点から JPRS はレジストリとしてのドメイン名の使用停止の措置を検討すべきである。

なお、JPRS が不正行為に用いられているドメイン名への対応としてドメイン名の使用停止を検討する際には、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護するという電気通信事業法の目的に照らし、電気通信事業法における特定ドメイン名電気通信役務の提供義務の範囲や考え方について総務省との間で整理がなされることが必要である。これについては、今後の法律の施行・運用の中で総務省との間で確認・調整を必要とするところもある。

理 由

現在、インターネットにおいて、不正侵入によるデータ詐取、DDoS 攻撃、フィッシング、スパムメールの配信、児童ポルノの流通など様々な不正行為が増えており、インターネットの安心・安全が脅かされている。これに対して、不正行為の種類に応じて当局や関係機関などが連携し、各所で対応が進められている。

JPRS では、不正利用などを理由として裁判所からドメイン名の使用の差し止めが命じられたことを確認した場合、そのドメイン名の取消を実施している。また、JPドメイン名紛争処理方針(JP-DRP)における裁定に基づき、廃止や移転などの手続きを実施している。その他にも、外部から不正行為への対応要請を受けた場合には、インターネットに関するトラブルを扱う関係機関への誘導を行っている。

特にフィッシングについては、その被害防止においてドメイン名レジストリが担うべき活動の方針について JPRS より 2007 年 8 月 23 日に諮問が行われ、当委員会は 2008 年 3 月 18 日に次の主旨の答申を行った。

- ・ これまでと同様に、JPRS は、ドメイン名の文字列や使い方の妥当性を自ら判断することによりドメイン名を使用停止にすることはせず、指定事業者の協力を得て対処することが適切である。
- ・ ただし、インターネット利用者の安心・安全を守るため、重大かつ緊急の場合には、信頼できる第三者機関の判断に基づき、JPRS がドメイン名の使用停止を行えるようにしておくことも必要である。

この答申を受けて、JPRS では、インターネットユーザーなどからフィッシングに関する申告を受けた場合、一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター(JPCERT/CC)および指定事業者と連携した対応を実施している。

しかし、フィッシングによる被害は年々増えており、今まで以上に重大かつ緊急な

対応を要するものが多くなることが危惧される。また、フィッシング以外の不正行為も社会問題として拡大しており、特にマルウェアの配布や児童ポルノの流通といった、緊急に対応しなければ被害が急速に深刻化するものへの対処が業界全体の課題となっている。

このような状況下で、関係機関や政府などから JPRS に対し、不正行為が行われている Web サイトのドメイン名のネームサーバー設定削除やドメイン名の取消により、対象の Web サイトへのアクセスなどを遮断できないか、という問い合わせや要望が従来以上に寄せられるようになっている。

当委員会では上記の背景を踏まえ、フィッシングを含め、不正行為に使われている JP ドメイン名へのレジストリとしての対応について改めて検討した。

1. レジストリとしての取り組み姿勢はどうあるべきかについて

不正行為に使われているドメイン名への TLD での対応は、それぞれのレジストリのインターネットに対する関わり方によって様々である。他の TLD での対応を参考にしつつも、JP ドメイン名のレジストリである JPRS としては日本の状況を踏まえた検討が必要である。

一般に、すべての種類の不正行為に完全に対応できるような施策は存在せず、また、個別の事案に対してもある一つの施策では完全に対応できないことが多い。そのため、関係機関の連携した対応が必要であり、日本においては、警察、裁判所における民事・刑事の手続きだけでなく、各種の通報相談機関、コンテンツサービス事業者、ISP、セキュリティベンダーなど民間の様々な関係機関や行政機関が連携してそれぞれにおける対応がとられ、被害の防止・軽減に努めている。

JPRS は JP ドメイン名のレジストリとしての立場においてドメイン名の文字列や使い方の妥当性を自ら判断しないという方針を持っている。しかし、不正行為が社会問題として拡大し、緊急に対応しなければ被害が急速に深刻化するものもあるため、インターネットの運用に携わる一員としての立場から不正行為による被害の防止・軽減に取り組む前述の連携に加わり、レジストリとして可能な取り組みについて積極的に検討すべきである。

2. どのような不正行為を対象とすべきかについて

不正行為にも様々な種類があり、不正行為の停止や被害の回復のために裁判という手段がとられることもある。しかし、裁判による解決が困難なものや、裁判に時間を要することで、その間に被害が急速に深刻化するものもある。

この状況において、不正行為による被害を防止・軽減するため、裁判所の判断とは別に、関係機関が連携して様々な対応が進められている。

また、JPRS に対して前述の関係機関や政府などからの不正行為への対応の問い合わせや要望などもある一方で、JPRS 自身が自発的に対応を検討すべきものもある。

それらを踏まえ、JPRS としては、不正行為に対し、JP ドメイン名の登録管理および JP DNS の運用という役割や指定事業者との関係を生かし、関係機関と連携可能なものから取り組むことを検討すべきである。

3. 個別の事象が不正行為であるか否かを誰が判断すべきかについて

JP ドメイン名の登録管理者であり JP DNS の運用者でもある JPRS が、不正行為を理由にドメイン名の使用を停止するか否かを判断する場合、それが顧客である登録者の権利を奪ってしまうことを重視するあまり、ドメイン名の使用を停止しないという判断になりやすいという懸念がある。

よって、個別の事象が不正行為であるか否かは、それを適切に判断できる中立的・専門的な第三者機関がある場合はそこに委ねるべきである。そのような第三者機関が無い場合、判断のための枠組みや判断基準となるガイドラインの作成など、関係機関と協力し、検討することが望ましい。

4. 不正行為に使われている JP ドメイン名に対して、関係機関とどのように連携し、レジストリとしてどのような対応を行うべきかについて

JPRS は JP ドメイン名のレジストリとして、JP ドメイン名の登録管理および JP DNS の運用の役割を担っている。

レジストリの対応としては、その役割を生かし、不正行為が行われている Web サイトやメールアドレスに用いられているドメイン名の使用を停止させ、DNS による名前解決の問い合わせに対して応答を返さないようにすることで、Web サイトへのアクセスを

遮断することなどが考えられる。

ただし、レジストリがドメイン名の使用停止の措置を講じる場合、そのドメイン名を使用しているすべての Web サイトやメールアドレスが使えなくなり、過剰な対応となる可能性がある点や、ドメイン名の使用停止がインターネット全体に効果を及ぼすには数時間から 1 日を要する点について留意する必要がある。

これを踏まえ、まずは、不正行為が行われている Web サイトのコンテンツ削除、メールアドレスの使用停止、URL などのフィルタリングなどコンテンツの発信や受信の現場に近いコンテンツサービス事業者や ISP などでの対応が行われることが望ましく、その対応を補うという観点から JPRS はレジストリとしてのドメイン名の使用停止の措置を検討すべきである。

不正行為に使われているドメイン名への対応においては、迅速性が必要であるとともに、過剰な対応とならないよう適切な対応手順が求められる。また、不正行為の種類によっても求められる対応時間が異なると考えられる。JPRS は、それらを考慮し、連携する関係機関との調整を踏まえて適切な対応手順を決めることが望ましい。

5. 電気通信事業法における特定ドメイン名電気通信役務の提供義務を踏まえレジストリとしての対応をどのように実装すべきかについて

2015 年 5 月 22 日に公布され、2016 年 5 月 21 日に施行された電気通信事業法等の一部を改正する法律において、JP DNS の運用は「特定ドメイン名電気通信役務」として位置づけられ、正当な理由がなければその役務の提供を拒んではならないという役務提供義務が JPRS に課せられることとなった。

JPRS が不正行為に用いられているドメイン名への対応としてドメイン名の使用停止を検討する際には、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護するという電気通信事業法の目的に照らし、この役務提供義務の範囲や考え方について総務省との間で整理がなされることが必要である。これについては、今後の法律の施行・運用の中で総務省との間で確認・調整を必要とするところもある。

以上